

2020年11月12日

ビートレンド株式会社

代表取締役 井上 英昭

問合せ先：03(5549)2415 管理本部

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主・従業員・取引先、すべてのステークホルダーとの良好な関係を維持し、透明性の高い健全なコーポレート・ガバナンス体制及び企業倫理の構築に向け、鋭意努力を行っております。また、遵法の精神に基づきコンプライアンスの徹底、経営の透明性と公正性の向上及び環境変化への機敏な対応と競争力の強化を目指して、最適な経営管理体制の構築に努めてゆく方針であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードの基本原則について、全て実施いたします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
永山 隆昭	521,500	54.96%
井上 英昭	224,400	23.65%
富士フィルム株式会社	92,400	9.74%
株式会社 USEN-NEXT HOLDINGS	20,000	2.11%
投資事業組合オリックス 11 号	20,000	2.11%
須山 聖一	12,000	1.26%
株式会社エスネットワークス	10,500	1.11%
佐野 力	8,800	0.93%
井上 眸	6,000	0.63%

支配株主（親会社を除く）名	永山 隆昭
---------------	-------

親会社名	—
------	---

補足説明

—
---

3. 企業属性

上場予定市場区分	マザーズ
決算期	12月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は原則として、支配株主との取引は行わない方針ですが、当該取引を行う場合には、当社経営の健全性や少数株主の利益を損なうことがないように、取引理由やその必要性、取引条件の妥当性等について取締役会において十分に審議の上、意思決定を行う方針であります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社代表取締役井上英昭氏（以下「井上氏」）は、2010年10月、2010年11月及び2018年1月に行われた当社株式の譲受け（合計900株、発行済株式総数の9.54%に相当）の際に当社筆頭株主である永山隆昭氏（以下「永山氏」）より取得資金の貸与を受けており、弁済期限を令和3年2月28日とする当該株式の取扱いについて一定の制限が付された金銭消費貸借契約を締結しております。

当社の筆頭株主である永山氏は、今後も一定の議決権を保有し、その議決権行使に当たっては、株主共同の利益を追求するとともに、少数株主の利益にも配慮する方針を有しております。また、同氏は、IT業界での豊富なシステム関連の知見及び経営者としての経験を当社の経営体制の強化につなげるため取締役を選任されております。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名以内
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
谷内 進	他の会社の出身者												△

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
谷内 進	○	同氏の経営する㈱イノベーションプラットフォームのコンサルティングを受けておりましたが、2016年12月に取引を解消しております。金額は僅少であります。	マーケティングの知識及び会社経営の豊富な経験を有しており、営業・マーケティング分野の意見や助言をいただける方として、社外取締役に選任して

			<p>おります。</p> <p>また、当社との間には特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。</p>
--	--	--	---

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長（議長）の属性

報酬委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			報酬委員会			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
3	0	2	1	0	0	代表取締役

補足説明

<p>各取締役の報酬等の額については、株主総会の決議により定めた金額の範囲内で、業績向上に向けたインセンティブとしての機能、中長期的な企業価値向上への貢献、競争力のある報酬水準などを勘案の上、透明性を確保するため社外取締役が過半数を占める報酬委員会に決議により決定することとしています。</p>
---

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	3名以内
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

<p>監査役、内部監査人及び会計監査人は、四半期に1回程度面談を実施することによる監査環境等当社固有の問題点の情報の共有及び相互の監査結果の説明及び報告の連携を行い、監査の質的向上を図っております。</p>
---

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名
------------------------	----

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
穂谷野 一敏	他の会社の出身者													
雨宮 雄一	他の会社の出身者／公認 会計士													
松本 真輔	弁護士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
穂谷野 一敏	○	—	過去に歴任した会社経営、 管理部門の責任者として 豊富な経験を有しており、 取締役の職務執行につい ての知見を監査に活かし ていただける方として、ま た、社内経営陣と独立した 関係にあることから、社外

			<p>監査役として選任しています。</p> <p>なお、当社が株式を上場する金融商品取引所に定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。</p>
雨宮 雄一	○	—	<p>公認会計士としての知識及び会社経営の豊富な経験、および社内経営陣と独立した関係にあることから、社外監査役として選任しています。</p> <p>また、当社が株式を上場する金融商品取引所に定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。</p>
松本 真輔	○	—	<p>同氏は、法律の専門家としての豊かな経験と高い見識を有していること、および社内経営陣と独立した関係にあることから、社外監査役として選任しています。</p> <p>また、当社が株式を上場する金融商品取引所に定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。</p>

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

—
---

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社グループの中長期的な事業成長を支えるインセンティブとして、取締役（永山氏を除く）、監査役に対し、就任時期または在籍時期や期間、今後の事業成長への貢献度などを勘案して決定した数のストックオプションを付与しております。
---

ストックオプションの付与対象者	（永山氏を除く）社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員
-----------------	-------------------------------

該当項目に関する補足説明

当社では、業績向上に対する意識や士気を喚起することを目的として、当社の社内取締役、社外取締役、社外監査役及び従業員に対してストックオプションを付与しております。
--

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在していないため、報酬の個別開示は実施しておりません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額にて開示しております。
---

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬については、株主総会決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。 各取締役及び各監査役の報酬額は、取締役については報酬委員会の決議により決定し、監査役については監査役会の決議により決定しております。
--

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役に対する専従スタッフの配置は行っておりませんが、経営企画室が取締役会開催の連絡及び決議事項の事前説明等、必要に応じてサポートを行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の会社機関としては、取締役会、監査役会、経営会議があり、それぞれ以下のように運営されております。

### (1) 取締役会

当社の取締役会は、取締役 6 名で構成され、経営の基本方針や重要事項の決定及び取締役の業務執行の監督を行っております。毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、経営会議での議論も踏まえて、経営上の重要な意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行の監督を行っております。

### (2) 監査役会

監査役会は、3名の社外監査役（うち常勤監査役1名）で構成され、毎月開催される定時監査役会に加え、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役は取締役会への出席、取締役への意見聴取、資料の閲覧等を通じた業務監査、会計監査を実施しております。また、内部監査担当者、会計監査人とも連携し、監査の質を高めるよう努めています。

### (3) 経営会議

経営会議は、執行役員以上の職位の者により構成されており、原則として毎月1回以上開催することとしております。当該会議では、取締役会の委嘱を受けた事項及びその他経営に関する重要事項について審議を行い、報告を受けます。経営会議で付議された議案のうち、必要なものは取締役会に上程いたします。

### (4) 内部監査

内部監査は内部監査室を設置し、全部署を対象として、業務の効率性の追求のみならず、ガバナンスの向上、法令及び諸規程の遵守及びリスク管理の確立を支援することにより、経営の合理性及び能率の向上に寄与することを目的にしております。

### (5) 会計監査の状況

当社は、EY 新日本有限責任監査法人が監査をしております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行役員と当社の間には、特別な利害関係はございません。

### (6) 執行役員制度

当社では、経営の効率化や意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員は取締役会の決議によって選任され、取締役会の監督のもと業務を執行しております。



3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、提出日現在において、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置するとともに、日常業務の活動状況を共有する経営会議を設置しており、内部監査人を選任のうえ業務監視を実施しております。これら各機関の相互連携により、経営の健全性・効率性及び透明性が確保できのものと認識しております。当社は継続的に収益を稼得し企業価値を高めることが、株主をはじめとしたステークホルダーの期待に応えることであると考えております。そのために、経営判断の迅速性を確保したうえで、十分な牽制が機能する経営管理体制の整備が必要と判断し、現行の体制を採用しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化を図り、株主が議案を検討するための十分な時間を確保できるように早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は12月31日を決算日としておりますので、定時株主総会は3月に開催しております。そのため、集中日に関する懸念は少ないものと認識しておりますが、実際の開催日に関しましても集中日を避けるように留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項として考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項として考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項として考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページのIRサイトに掲載いたします。	
個人投資家向けに	積極的に開催していくことを検討しております。	あり

定期的説明会を開催		
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	積極的に開催していくことを検討しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	—	なし
IR 資料をホームページ掲載	当社ホームページの IR サイトに掲載いたします。	
IR に関する部署(担当者)の設置	経営企画室が中心となり、対応しております。	
その他	—	
実施していない	—	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主のみならず、取引先等全てのステークホルダーの信頼を得ることが事業運営の要諦であるとの認識のもと、事業活動を推進しております。また、ステークホルダーが当社との関係性を判断するうえで、迅速、かつ、正確な情報開示が必要であると考えております。そのため、コンプライアンス規程、適時開示規程等の関連規程を制定し、遵守してまいります。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	今後検討すべき事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社のホームページ、決算説明会等により、株主、取引先等のステークホルダーに対して積極的な情報発信を行う方針であります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法第 362 条第 4 項第 6 号に基づき、2017 年 12 月 14 日付の取締役会において、「内部統制システムに関する基本方針」を決議しており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの整備及び運用を行っております。その概要は以下の通りです。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(a) 企業倫理・法令遵守を推進するため、全社委員会のひとつとして「コンプライアンス委員会」を設けるなど必要な社内の体制を整備する。

(b) 取締役および使用人が遵守すべき方針として経営理念を制定するほか、必要なガイドライン等を整備する。特に反社会的勢力との関係遮断については、全社一体の毅然とした対応を徹底する。

(c) 法令や定款に違反する行為を発見した場合の内部通報体制を構築する。

## 2. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 「職務権限規程」を制定し、意思決定事項のうち、取締役会に留保される事項および代表取締役、取締役、経営会議、執行役員等に委任される事項を規定する。

(b) 取締役会または代表取締役、取締役が決定する重要事項について、経営会議において事前協議を行う。

## 3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

経営に関する重要文書や重要情報、秘密情報、個人情報の扱いについて規程を整備し、適切に保存・管理する。

## 4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) 企業活動に潜在するリスクを特定し、平常時からその低減および危機発生の未然防止に努める全社リスクマネジメントを推進するとともに、重大な危機が発生した場合に即応できるよう、規程を整備し、リスクマネジメント委員会を社内に設置する。

(b) 財務報告に関する内部統制を整備し、財務報告の信頼性を確保する。

## 5. 監査役への報告に関する体制およびその報告をした者がそれを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(a) 当社の取締役、使用人は、監査役からの要請に応じ、職務の執行に関する事項を報告する。

(b) 内部通報制度の窓口およびコンプライアンス委員会は、当社の内部通報の状況について、定期的に監査役に報告する。

(c) 監査役へ報告を行った者に対し、それを理由として不利な取扱いを行わない旨をコンプライアンス規程に定める。

## 5. 監査役は、重要な意思決定の過程および業務執行の状況を把握するために、取締役会等の会議に出席する

監査役は、重要な意思決定の過程および業務執行の状況を把握するために、取締役会等の会議に出席する。

## 6. 監査役は、重要な意思決定の過程および業務執行の状況を把握するために、取締役会等の会議に出席する

監査役は、重要な意思決定の過程および業務執行の状況を把握するために、取締役会等の会議に出席する。監査役は、重要な意思決定の過程および業務執行の状況を把握するために、取締役会等の会議に出席する。

## 7. その他監査役は、重要な意思決定の過程および業務執行の状況を把握するために、取締役会等の会議に出席する

(a) 監査役は、重要な意思決定の過程および業務執行の状況を把握するために、取締役会等の会議に出席する。

(b) 監査役は、重要な意思決定の過程および業務執行の状況を把握するために、取締役会等の会議に出席する。監査役は、重要な意思決定の過程および業務執行の状況を把握するために、取締役会等の会議に出席する。

8. 財務報告の信頼性を確保するための体制

(a) 内部統制システムの構築に関する基本方針及び別途定める「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。

9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(a) 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。

(b) 管理本部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。

(c) 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化しております。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消いたします。反社会的勢力排除にあたっては、日経テレコン等により情報収集を行い、取引開始の際の反社会的勢力との関係の有無を調査しております。

また、取引先との間で締結する基本契約書では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の反社会的勢力の排除条項を定めております。なお、東京都公安委員会へ不当要求防止責任者制度の届出を行っており、不当要求防止責任者講習制度の研修を管理本部部員が受講しており反社会的勢力との関係排除の意識徹底とともに、情報収集に努めております。また顧問弁護士等の外部専門機関とも連携を図り、毅然とした対応を行って参ります。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

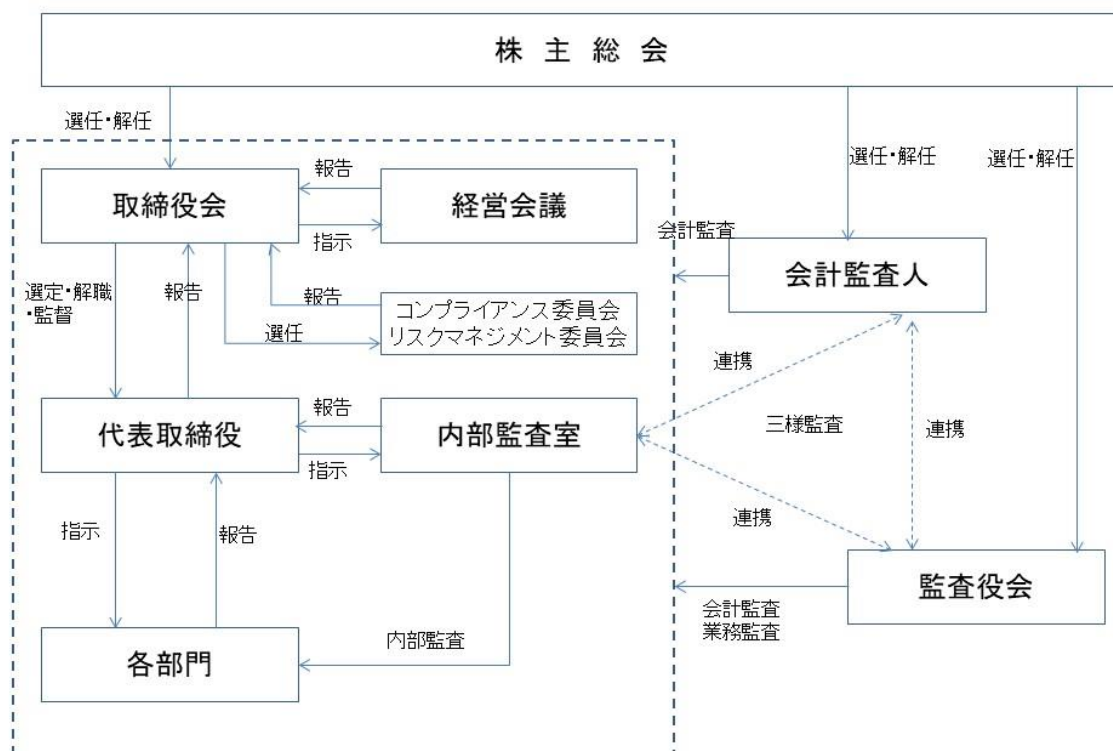
該当項目に関する補足説明

—
---

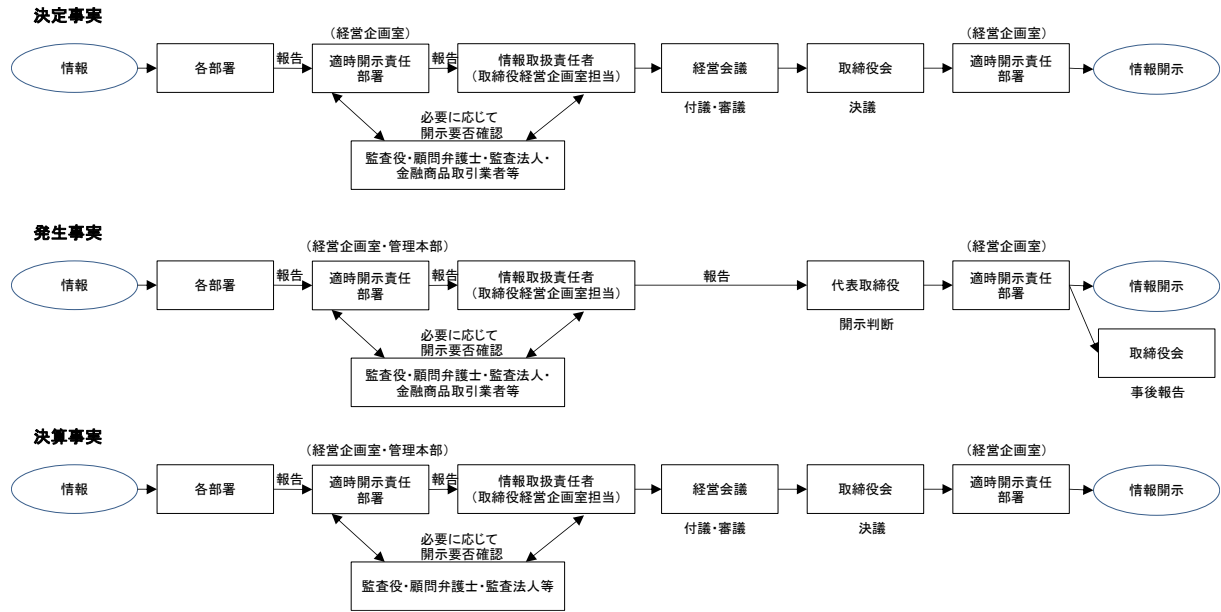
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はございません。
--------------

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上